

高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器又は生ごみ処理機（以下これらを「処理機」という。）を購入した者に対し、その購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの減量・資源化を促進するとともに市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助の対象となる処理機)

第2条 補助金の交付の対象となる処理機は、次の各号に掲げる処理機の区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 生ごみ^{たいひ}堆肥化容器 微生物の活動により生ごみを分解し、堆肥化させ、又は減量させることを目的として製造されたもので市長が認めたもの（機械式のものを除く。）
- (2) 生ごみ処理機 微生物の活動又は乾燥装置により生ごみを消滅させ、又は減量する機械式のもので市長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、処理機を購入した者で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たすもの（法人を除く。）とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 生ごみ処理機を購入した者にあつては、その者に課された本市の市税の額のうち第7条の規定による申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があつた場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以後に到来するものを除く。）を滞納していない者
- (3) 処理機を市内の自己の家庭から排出される生ごみの処理のために活用しようとする者
- (4) 処理機を常に良好な状態で保持し、周囲に迷惑を掛けずに維持管理できる者

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(処理機の数)

第5条 補助金の交付の対象となる処理機の数、1世帯につき生ごみ堆肥化容器にあつては2基、生ごみ処理機にあつては1基を限度とする。

2 処理機を購入後、補助申請を行った日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日以後に買い替えた場合は、前項の範囲内で補助対象とすることができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる処理機の区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生ごみ堆肥化容器 処理機 処理機の購入価格(消費税及び地方消費税の額を含む。)の2分の1以内の額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円とする。)

(2) 生ごみ処理機 処理機 処理機の購入価格(消費税及び地方消費税の額を含む。)の2分の1以内の額(その額が2万円を超えるときは、2万円とする。)

2 前項各号の規定による補助金の額に、生ごみ堆肥化容器にあつては10円未満の端数が、生ごみ処理機にあつては100円未満の端数が生じたときは、これらを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の表の左欄に掲げる処理機の区分に応じ、当該中欄に掲げる申請書に、当該右欄に掲げる書類を添えて、当該処理機を購入した日から1年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

生ごみ堆肥化容器	高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付申請書(様式第1号)	生ごみ堆肥化容器を購入したことを証する領収書又は当該処理機の購入者、購入日、商品名、購入金額及び販売店を確認することができる書類の写し
生ごみ処理機	高松市生ごみ処理機購入補助金交付申請書(様式第2号)	生ごみ処理機を購入したことを証する領収書及び保証書又はこれらの写し(市長がやむを得ないと認める理由により、これらを添付することができない場合に

		つては、当該処理機の購入者、購入日、商品名、購入金額及び販売店を確認することができる書類)
--	--	---

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上補助金の交付の適否を決定し、高松市生ごみ処理機等購入補助金交付決定通知書(様式第3号)又は高松市生ごみ処理機等購入補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりその旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付して交付するものとする。

3 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(団体で申請する場合の特例)

第10条 地区(校区)で生ごみ堆肥化容器を一括して購入する場合においては、第7条及び第8条の規定にかかわらず、申請者は、補助金の交付申請並びに請求及び受領に関する権限を当該地区(校区)の代表者に対し、委任状(様式第5号)により委任することができる。この場合において、補助金の交付手続き等に関しては、高松市補助金等交付規則(昭和54年高松市規則第12号)の規定を適用する。

(協力義務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、処理機を適正に活用し、ごみの減量・資

源化に努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。
(高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付要綱(平成元年4月1日施行)
 - (2) 高松市生ごみ処理機購入補助金交付要綱(平成10年8月1日施行)

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付要綱及び高松市生ごみ処理機購入補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。
- 4 附則第2項の規定による廃止前の高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付要綱別記様式に規定する様式による用紙及び同項の規定による廃止前の高松市生ごみ処理機購入補助金交付要綱様式第1号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に申請書を受理しているものに係る補助金の限度額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に申請書を受理しているものに係る補助金の限度額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）高松市長

郵便番号

住所 高松市 町 丁目 番地
フリガナ 番号
氏名 印

（世帯主）

電話番号 ー

高松市生ごみ堆肥化容器購入補助金交付申請書

次のとおり生ごみ堆肥化容器を購入したので、高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第7条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、私の住所を確認することについて同意します。

1 補助金交付申請額	
2 事業名	生ごみ処理機等購入補助事業
3 事業の目的	家庭から排出される生ごみの減量
4 購入商品名	
5 購入金額（消費税込）	
6 購入日	年 月 日
7 事業の効果	生ごみの減量
8 添付書類	領収書又は購入者、購入日、商品名及び購入金額を確認できる書類の写し

様式第2号（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）高松市長

郵便番号

住所 高松市 町 丁目 番地
フリガナ 番号
氏名 印
(世帯主)

電話番号 ー

高松市生ごみ処理機購入補助金交付申請書

次のとおり生ごみ処理機を購入したので、高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第7条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、私の住所及び市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 補助金交付申請額	
2 事業名	生ごみ処理機購入補助事業
3 事業の目的	家庭から排出される生ごみの減量
4 購入商品名	
5 購入金額（消費税込）	
6 購入日	年 月 日
7 購入店舗名 及び所在地	
8 設置場所	
9 事業の効果	生ごみの減量
10 添付書類	生ごみ処理機購入（設置）報告書

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市生ごみ処理機等購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	生ごみ処理機等購入補助事業
3 交付予定額	円
4 交付条件	<p>(1) この補助金は、高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 次のア、イのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。） イ 中止し、又は廃止するとき。</p> <p>(3) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(4) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(5) 高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。</p>

様式第4号（第8条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市生ごみ処理機等購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次の理由により交付できませんので、高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 事業名	生ごみ処理機等購入補助事業
	<input type="checkbox"/> あなたは、補助対象者としての次の条件を満たしていません。 <input type="checkbox"/> あなたの購入予定の処理機は、補助の対象となっておりません。
2 理由	<input type="checkbox"/> その他

様式第5号（第10条関係）

生ごみ堆肥化容器購入申込書

NO	年月日	住 所	氏 名（世帯主）	電 話	購入基数	印
1		高松市			大 小	
2					大 小	
3					大 小	
4					大 小	
5					大 小	
6					大 小	
7					大 小	
8					大 小	
9					大 小	
10					大 小	
11					大 小	
12					大 小	
13					大 小	
14					大 小	
15					大 小	
合 計				世帯	大 小	基 基

※補助金額は、生ごみ堆肥化容器購入価格の2分の1以内で、1基3,000円を限度とし、1世帯につき2基までです。

委 任 状

私たちは、 地（校）区代表者 に生ごみ堆肥化容器購入補助金の交付申請並びに請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

(あて先) 高松市長

住所 高松市 町 丁目 番地
番号
氏 名 印

生ごみ処理機購入（設置）報告書

次のとおり生ごみ処理機を購入（設置）したので報告します。

※ 下記の欄へ領収書（写し）・製造者の保証書（写し）を貼付してください。

領 収 書
ノ リ 付 欄

保 証 書
ノ リ 付 欄